

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請に係る収入・資産等申告書

記入日) 年 月 日

被保険者氏名 (印)

次のとおり私の世帯の収入・資産等を申告します。

また、要件の確認のために、市において必要な場合には、税務部局その他の関係機関に必要な照会をすることに同意します。※1

1 世帯員の収入等の状況

収入のある世帯員の氏名		(収入のある世帯員)	(収入のある世帯員)	(収入のある世帯員)
年間収入等	① 公的年金等	(年金等の種類)	(年金等の種類)	(年金等の種類)
	② 給与収入	円	円	円
	③ 事業収入・その他の収入	(年間総収入)	(年間総収入)	(年間総収入)
		(必要経費)	(必要経費)	(必要経費)
④ 他世帯に属する人からの仕送り	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (仕送りしている人の氏名等をお書きください。)			
※2	氏名		続柄	
	住所			

※1 同意する方が自ら署名してください。(代理人が署名する場合は、本人からの委任状をご提出ください。)

※2 収入がある場合は添付書類が必要となりますので、裏面の説明をお読みください。

2 世帯の預貯金等活用できる資産の状況

預貯金等資産の合計金額	円
-------------	---

3 被扶養状況

他世帯に属する方の市民税の扶養控除において	<input type="checkbox"/> 扶養親族となっている <input type="checkbox"/> 扶養親族となっていない
他世帯に属する方が被保険者となっている健康保険などの医療保険において	<input type="checkbox"/> 被扶養者となっている <input type="checkbox"/> 被扶養者となっていない ※3
その他負担能力のある親族等の援助が	<input type="checkbox"/> 期待できる <input type="checkbox"/> 期待できない

4 世帯の不動産保有状況

居住用以外の処分可能な土地又は家屋を	<input type="checkbox"/> 所有している <input type="checkbox"/> 所有していない
--------------------	---

5 介護保険料の対応状況

被保険者の介護保険料を	<input type="checkbox"/> 滞納している <input type="checkbox"/> 滞納していない
-------------	---

記入にあたっては、裏面の説明を必ずお読みください。

● 収入・資産等申請書の記入説明

1 世帯員の収入等の状況

収入のある世帯員すべてについて記入してください。

① 公的年金等

受給しているすべての年金等を記入してください。年金等の種類については、次の該当する番号又は名称を記入してください。

1 老齢基礎年金・2 老齢年金・3 通算老齢年金・4 特例老齢年金・5 退職年金・6 減額退職年金・7 通算退職年金・8 老齢厚生年金・9 障害年金・10 遺族年金・11 老齢福祉年金・12 寡婦年金・13 普通恩給・14 遺族恩給・15 雇用保険・16 その他

金額は、受給しているすべての年金等の年額を合計して記入してください。

「年金額振込通知書」の写しなど金額がわかる書類を添付してください。

② 給与収入

今年の収入見込み額を記入してください。

直近の「給与明細」の写しなど金額がわかる書類を添付してください。

③ 事業収入・その他の収入

年金・給与以外で、営業・家賃・譲渡などの今年に見込めるすべての収入を記入ください。

「確定申告書」の写しなど昨年の状態がわかる書類を添付してください。

④ 仕送り

他の世帯から仕送りを受けている場合は、その人の氏名等を記入してください。

2 世帯の預貯金等活用できる資産の状況

預貯金・株券・国債など生活に活用できるものについて、世帯全員の合計額を記入してください。

3 被扶養状況 ～ 5 介護保険料の対応状況

該当する項目にチェックしてください。

※申告書の記載事項について、あらためてお聞きすることがありますので、ご了承ください。

● この減免の要件は以下のとおりですので、すべて該当するか確認し、チェックして下さい。

市民税世帯非課税であって、次の全てに該当する方のうち、収入や世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難な者として認められる方。

年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用しうる資産を所有していないこと。

市町村民税が課されている者に扶養されていないこと。

介護保険料を滞納していないこと。

詐欺その他不正の行為により減免を受けたときは、減免を取り消すとともに、和歌山市介護保険条例20条により過料に処せられることがあります。